

# 千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領 旧対照表

新	旧
<p><b>千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領</b></p> <p>目次（略）</p> <p><b>第1 総則</b></p> <p><b>1 通則</b></p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に関する許可のうち千葉県知事の権限に属する許可及び法第38条の2第1項の規定による住居集合地域等における麻醉銃猟の許可に関しては、法、同法施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）、同法施行細則（平成15年千葉県規則第85号。以下「県細則」という。）及び第13次千葉県鳥獣保護管理事業計画（以下「13次計画」という。）の規定によるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p><b>2 法の対象となる鳥獣</b> （略）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>「野生」の概念について  <b>【平成30年5月29日付け環自野発第1805294号環境省自然環境局長通知(抜粋)】</b>  「野生」については、当該個体が元々飼育下にあったかどうかを問わず、飼主の管理を離れ、<u>常時山野等において、専ら野生生物を捕食し生息している状態を指している。</u>  したがって、当該鳥獣が本来我が国において野生に生息していなかった鳥獣であっても、上のような状態であれば本法の対象の鳥獣として扱うことになる。  飼い主の元を離れてはいても、<u>市街地または村落を徘徊しているようないわゆる「ノラネコ」「ノライヌ」は法の対象にはならない。</u>  <u>専ら人家、倉庫等の建物内や船舶内で人間活動に依存して生息しているネズミ類は法の対象外となる。</u></p>	<p><b>千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領</b></p> <p>目次（略）</p> <p><b>第1 総則</b></p> <p><b>1 通則</b></p> <p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に関する許可のうち千葉県知事の権限に属する許可及び法第38条の2第1項の規定による住居集合地域等における麻醉銃猟の許可に関しては、法、同法施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）、同法施行細則（平成15年千葉県規則第85号。以下「県細則」という。）及び第12次千葉県鳥獣保護管理事業計画（以下「12次計画」という。）の規定によるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p><b>2 法の対象となる鳥獣</b> （略）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>「野生」の概念について  <b>【平成29年3月31日付け環自野発第1703311号環境省自然環境局長通知(抜粋)】</b>  「野生」については、当該個体が元々飼育下にあったかどうかを問わず、飼主の管理を離れ、<u>常時山野等において、専ら野生生物を捕食し生息している状態を指している。</u>  したがって、当該鳥獣が本来我が国において野生に生息していなかった鳥獣であっても、上のような状態であれば本法の対象の鳥獣として扱うことになる。  飼い主の元を離れてはいても、<u>市街地または村落を徘徊しているようないわゆる「ノラネコ」「ノライヌ」は法の対象にはならない。</u>  <u>専ら人家、倉庫等の建物内や船舶内で人間活動に依存して生息しているネズミ類は法の対象外となる。</u></p>

# 千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領 旧対照表

図1 野生鳥獣の区分の概要

※区分ごとの保護及び管理の考え方については、[13](#)次計画第4の1を参照のこと。

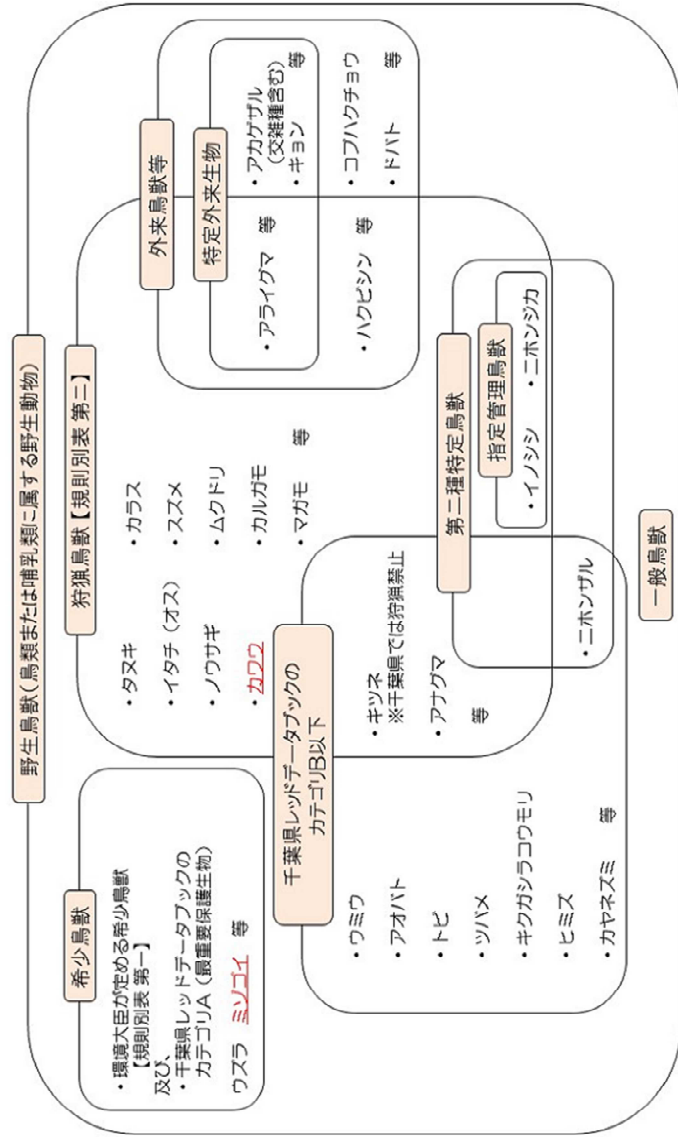
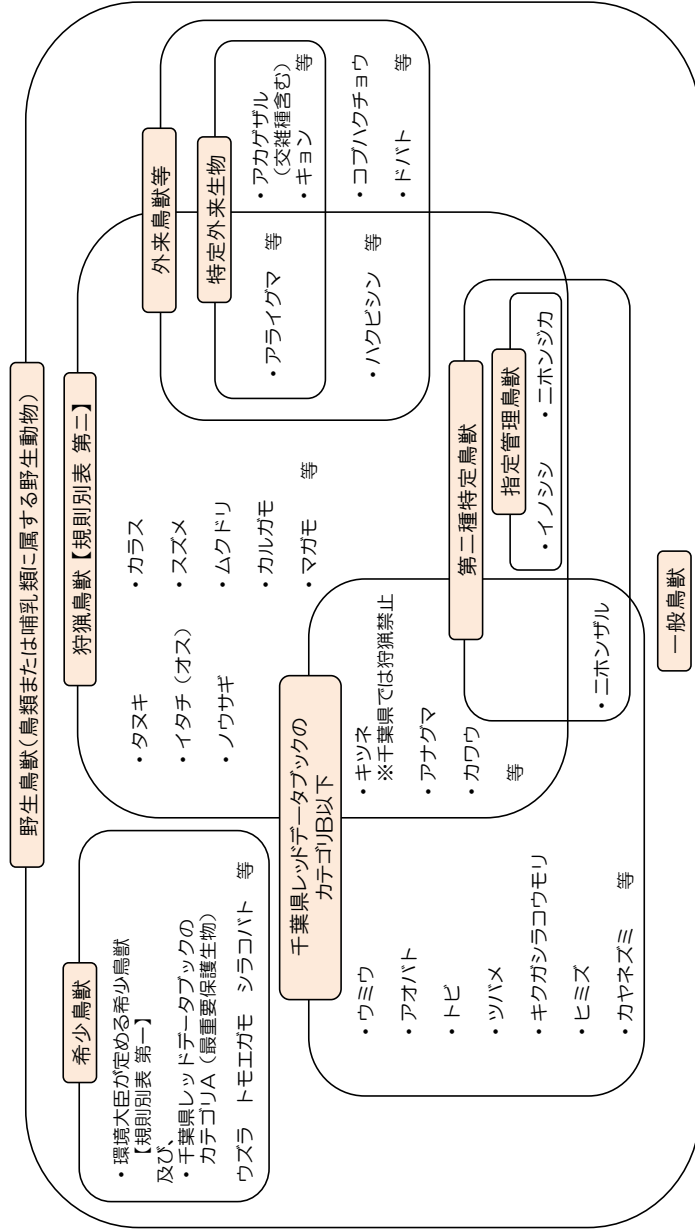


図1 野生鳥獣の区分の概要

※区分ごとの保護及び管理の考え方については、[12](#)次計画第4の1を参照のこと。



## 千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領 旧対照表

新	旧
<p><b>3 鳥獣の捕獲等の禁止 (略)</b></p> <p>狩猟鳥獣【法第2条第7項、規則第3条、別表第二】            ○獣類 20種 (平成29年4月1日現在)  <u>シベリアイタチ (長崎県対馬市の個体群以外の個体群)</u>            ○鳥類 28種 (平成29年4月1日現在)</p> <p>狩猟禁止の区域【法第11条第1項、規則第7条第1項第7号】            イ～チ (略)            ※ロ及びへの場所は千葉県内では指定がない。(令和4年4月1日現在)</p> <p>上記以外の捕獲場所の制限            ・指定猟法禁止区域【法第15条】            ・特定猟具使用禁止区域【法第35条】            ・特定猟具使用制限区域【法第35条】            ※千葉県内では指定がない(令和4年4月1日現在)</p> <p>禁止猟法【規則第10条第3項】            1～11 (略)            12 弓矢を使用する方法</p> <p>以下 (略)</p> <p>危険猟法【法第36条、規則第45条】            (略)</p>	<p><b>3 鳥獣の捕獲等の禁止 (略)</b></p> <p>狩猟鳥獣【法第2条第7項、規則第3条、別表第二】            ○獣類 20種 (平成29年4月1日現在)  <u>チョウセンイタチ (オスに限る)</u>            ○鳥類 28種 (平成29年4月1日現在)</p> <p>狩猟禁止の区域【法第11条第1項、規則第7条第7項】            イ～チ (略)            ※ロ及びへの場所は千葉県内では指定がない。(平成29年4月1日現在)</p> <p>上記以外の捕獲場所の制限            ・指定猟法禁止区域【法第15条】            ・特定猟具使用禁止区域【法第35条】            ・特定猟具使用制限区域【法第35条】            ※千葉県内では指定がない(平成29年4月1日現在)</p> <p>禁止猟法【規則第10条第3項】            1～11 (略)            12 弓矢を使用する方法</p> <p>以下 (略)</p> <p>危険猟法【法第36条、規則第2条】            (略)</p>

## 千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領 旧対照表

新	旧
<p>4 捕獲等の目的 ～ 5 申請者の区分 (略)</p> <p>6 捕獲等の許可申請に必要な書類 (5) その他許可の判断に必要な書類 ウ 鳥獣の管理の目的の場合</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>捕獲計画書に記載する事項 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銃による共同捕獲の場合：責任者、体制図</li> <li>・わなの場合：設置予定基数、設置場所、見まわりの体制、錯誤捕獲対策</li> <li>・銃器くくりわな、猟犬を使用する場合：安全管理対策、保険の加入、緊急時の連絡体制、麻酔銃の場合は麻酔薬の主成分と用量等</li> <li>・止めさしの方法</li> <li>・死体の処分方法</li> </ul> <p style="color: red;">※法定猟法以外（手捕りを除く）又は禁止猟法で捕獲する場合は、その方法と理由を必ず記載すること</p> </div> <p>7 従事者証交付申請に必要な書類 (略)</p> <p>8 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可申請に必要な書類 (略)</p> <p>9 申請内容の事前指導 許可申請に関し相談を受けたときは、申請に係る行為の内容及び申請書の内容が、法、規則、県細則、<u>13</u>次計画及び本要領に照らし適切なものとなるよう指導する。</p> <p>10 許可申請に伴う処理 (8)捕獲等又は採取等の実績等の報告 なお、許可期間が年度をまたぐ場合は、<u>必要に応じて</u>年度内の捕獲結果について4月末日までに中間報告を行わせる</p>	<p>4 捕獲等の目的 ～ 5 申請者の区分 (略)</p> <p>6 捕獲等の許可申請に必要な書類 (5) その他許可の判断に必要な書類 ウ 鳥獣の管理の目的の場合</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>捕獲計画書に記載する事項 (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銃による共同捕獲の場合：責任者、体制図</li> <li>・わなの場合：設置予定基数、設置場所、見まわりの体制、錯誤捕獲対策</li> <li>・銃器くくりわな、猟犬を使用する場合：安全管理対策、保険の加入、緊急時の連絡体制、麻酔銃の場合は麻酔薬の主成分と用量等</li> <li>・止めさしの方法</li> <li>・死体の処分方法</li> </ul> </div> <p>7 従事者証交付申請に必要な書類 (略)</p> <p>8 住居集合地域等における麻酔銃猟の許可申請に必要な書類 (略)</p> <p>9 申請内容の事前指導 許可申請に関し相談を受けたときは、申請に係る行為の内容及び申請書の内容が、法、規則、県細則、<u>12</u>次計画及び本要領に照らし適切なものとなるよう指導する。</p> <p>10 許可申請に伴う処理 (8)捕獲等又は採取等の実績等の報告 なお、許可期間が年度をまたぐ場合は、年度内の捕獲結果について4月末日までに中間報告を行わせる。</p>

## 千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領 旧対照表

新	旧
<p>1 1 捕獲等又は採取等の許可に当たっての留意事項</p> <p>(1) 危険の予防等</p> <p>オ わなを使用する場合は、原則として実施者が定期的に見回りを行うこと。  <u>ただし、ICT 技術を活用することで実施者が実施する見回りに代替可能である場合はその限りではない。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 銃器を使用した止めさし</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                 銃器を使用した止めさしについて                  【平成 30 年 5 月 29 日付け環自野発第 1805294 号環境省自然環境局長通知(抜粋)】             </div> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 実包を用いた銃器による追い払い</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                 追い払いについて                  【平成 30 年 5 月 29 日付け環自野発第 1805294 号環境省自然環境局長通知(抜粋)】             </div> <p>(6) 捕獲物又は採取物の処理等</p> <p>ア～オ (省略)</p> <p><u>カ 野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合、捕獲作業を実施する際に十分な防疫措置をとって捕獲・処理すること。このうち、豚熱については、「千葉県野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置マニュアル」等に沿い適切な防疫措置を実施すること</u></p> <p>以下 (略)</p> <p>1 2 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可に当たっての留意事項</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                 危険猟法の許可との関係                  【平成 30 年 5 月 29 日付け環自野発第 1805294 号環境省自然環境局長通知(抜粋)】             </div>	<p>1 1 捕獲等又は採取等の許可に当たっての留意事項</p> <p>(1) 危険の予防等</p> <p>オ わなを使用する場合は、原則として実施者が定期的に見回りを行うこと。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 銃器を使用した止めさし</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                 銃器を使用した止めさしについて                  【平成 29 年 3 月 31 日付け環自野発第 1703311 号環境省自然環境局長通知(抜粋)】             </div> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 実包を用いた銃器による追い払い</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                 追い払いについて                  【平成 29 年 3 月 31 日付け環自野発第 1703311 号環境省自然環境局長通知(抜粋)】             </div> <p>(6) 捕獲物又は採取物の処理</p> <p>ア～ケ (省略)</p> <p>1 2 住居集合地域等における麻醉銃猟の許可に当たっての留意事項</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                 危険猟法の許可との関係                  【平成 29 年 3 月 31 日付け環自野発第 1703311 号環境省自然環境局長通知(抜粋)】             </div>

## 千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領 旧対照表

新	旧
<p><b>第2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関する審査基準</b></p> <p>法第9条第1項の規定による千葉県知事（地域振興事務所長への委任含む）の許可に関する審査基準は、<u>13</u>次計画 第4の2及び3に定めるとおりである。</p> <p><b>1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定（共通事項）</b></p> <p>（4）保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方</p> <p>千葉県レッドデータブックに掲載の種（ニホンザルを除く）に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。</p> <p><b>2 目的別の捕獲許可の基準</b></p> <p><b>2-3 鳥獣の管理を目的とする場合</b></p> <p>（2）鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的</p> <p>（2）-2 被害の防止の目的での捕獲の許可基準</p> <p><b>ア 許可対象者</b></p> <p>（イ）銃器の使用以外の方法による場合は、原則としてaとbのいずれにも該当する者</p> <p>a 網猟免許又はわな猟免許を所持する者。ただし、次の(a)から (e)のいずれかに該当するとき等は、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。</p> <p>(a)及び(b) (略)</p> <p>(c)農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の獣類を捕獲する場合</p> <p>(d)及び(e) (略)</p> <p>(f) <u>昭和38年12月4日付38林野造第2947号林野庁長官通知に基づき、</u></p>	<p><b>第2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関する審査基準</b></p> <p>法第9条第1項の規定による千葉県知事（地域振興事務所長への委任含む）の許可に関する審査基準は、<u>12</u>次計画 第4の2及び3に定めるとおりである。</p> <p><b>1 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定（共通事項）</b></p> <p>（4）保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方</p> <p>千葉県レッドデータブックに掲載の種（ニホンザル及びカワウを除く）に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱う。</p> <p><b>2 目的別の捕獲許可の基準</b></p> <p><b>2-3 鳥獣の管理を目的とする場合</b></p> <p>（2）鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的</p> <p>（2）-2 被害の防止の目的での捕獲の許可基準</p> <p><b>ア 許可対象者</b></p> <p>（イ）銃器の使用以外の方法による場合は、原則としてaとbのいずれにも該当する者</p> <p>a 網猟免許又はわな猟免許を所持する者。ただし、次の(a)から (e)のいずれかに該当するとき等は、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者とすることができる。</p> <p>(a)及び(b) (略)</p> <p>(c)農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、<del>ニ</del>ホンジカその他の獣類を捕獲する場合</p> <p>(d)及び(e) (略)</p>

## 千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領 旧対照表

新	旧
<p style="color: red; text-decoration: underline;">農林水産業や生態系への被害の防止のために森林管理署長より任命された国有林野関係職員が、国有林野及び官公造営地に限って、網またはわなによりイノシシ及びニホンジカの捕獲等を行う場合</p> <p>イ 鳥獣の種類・数</p> <p>（ア）から（ウ）（略）</p> <p>（エ）狩猟鳥獣、ニホンザル及び外来鳥獣等以外の鳥獣については、被害等が生じることはまれであり、従来の特許実績も僅少であることから、これらの鳥獣についての被害防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。</p> <p>千葉県レッドデータブックに掲載の種（ニホンザルを除く）に係る捕獲許可、サギ類の集団繁殖地及びシギ・チドリ類等の渡り鳥に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うこととし、捕獲許可申請を受けた地域振興事務所長は、自然保護課長に協議し、協議結果を基に許可の可否を決定する。</p>	<p>イ 鳥獣の種類・数</p> <p>（ア）から（ウ）（略）</p> <p>（エ）狩猟鳥獣、ニホンザル及び外来鳥獣等以外の鳥獣については、被害等が生じることはまれであり、従来の特許実績も僅少であることから、これらの鳥獣についての被害防止を目的とした捕獲許可に当たっては、被害や生息の実態を十分に調査して、捕獲の上限を定める等とともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を指導した上で許可する。</p> <p>千葉県レッドデータブックに掲載の種（ニホンザル及びカワウを除く）に係る捕獲許可、サギ類の集団繁殖地及びシギ・チドリ類等の渡り鳥に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うこととし、捕獲許可申請を受けた地域振興事務所長は、自然保護課長に協議し、協議結果を基に許可の可否を決定する。</p>

# 千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領 旧対照表

新	旧							
(別表) 鳥獣の種類別許可基準	(別表) 鳥獣の種類別許可基準							
許可権者	許可権者							
鳥獣名	鳥獣名							
方法	方法							
区域	区域							
時期	時期							
日数	日数							
1許可当たり頭(羽)数	1許可当たり頭(羽)数							
許可対象者	許可対象者							
留意事項	留意事項							
備考	備考							
許可権者 鳥獣名 方法 区域 時期 日数 1許可当たり頭(羽)数 許可対象者 留意事項 備考	ニホンザル	空気銃(プレチャージ式で口径5.5以上のもの)	第二種特定鳥獣管理計画に基づく	3か月以内 ※許可期間満了後6か月間は同一区域で再許可しない	30頭以内	市町村長 ※従事者は、半矢で取り逃がさない技能を有する者であること		
	ニホンジカ イノシシ	散弾銃 網 網 散弾銃 空気銃(止めさしに限る)			1年以内 (ネズミ類、モグラ類については銃器による場合は原則3か月以内。ただし、適正な捕獲計画が提出された場合は、6か月以内。)			
	タヌキ ネズミ類・モグラ類	網 散弾銃 空気銃	県内全域 (ただし、必要かつ適切な範囲)	3か月以内。ただし、適正な捕獲計画が提出された場合は、6か月以内。	必要かつ適切な数			
	外来鳥獣等	網 散弾銃 空気銃(キョンは止めさしに限る)	県内全域 (ただし、適切な範囲)	狩猟期間及びその前後各15日間は必要性が認められるものであること(非狩猟鳥獣を除く)	適切な数		①個人(被害等を受けた者または被害等を受けた者から依頼された者) ②国、地方公共団体 ③認定鳥獣捕獲等事業者 ④環境大臣が定める法人 ※指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、被害が防止できないときに許可する。 ※銃器での捕獲の場合、不必要に長期間とならないよう(特定鳥獣、外来鳥獣等を除く)	
	カワウ	散弾銃 空気銃 網 箱わな 釣針	原則として、採食地(ねぐら・コニー)で捕獲又は採取等をする場合は、千葉県カワウ被害対策協議会等で区域を検討すること	狩猟期間及びその前後各15日間は必要性が認められるものであること	必要かつ適切な数	※指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、被害が防止できないときに許可する。 ※指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、被害が防止できないときに許可する。		
	スズメ	散弾銃 空気銃 網 箱わな	原則として、採食地(ねぐら・コニー)で捕獲又は採取等をする場合は、千葉県カワウ被害対策協議会等で区域を検討すること	銃器による場合は原則3か月以内。ただし、適正な捕獲計画が提出された場合は、6か月以内(予察捕獲の場合も同様)	必要かつ適切な数		※予察捕獲は、②、④の法人に対してのみ許可する。 ※指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、被害が防止できないときに許可する。	
	カラス類 (ハシブトガラス・ハシボロガラス)	散弾銃 空気銃 網 箱わな	県内全域 (ただし、必要かつ適切な範囲)	航空機障害の防止を目的とする場合は1年以内	2,000羽以下	※予察捕獲は、②、④の法人に対してのみ許可する。 ※指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、被害が防止できないときに許可する。		
	キジバト	散弾銃 空気銃 網 箱わな	県内全域 (ただし、必要かつ適切な範囲)	狩猟期間及びその前後各15日間は必要性が認められるものであること	合計1,000羽以下		※予察捕獲は、②、④の法人に対してのみ許可する。 ※指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、被害が防止できないときに許可する。	
	カモ類	散弾銃 空気銃 網 箱わな	県内全域 (ただし、必要かつ適切な範囲)	航空機障害の防止を目的とする場合は1年以内	300羽以下	※予察捕獲は、②、④の法人に対してのみ許可する。 ※指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、被害が防止できないときに許可する。		
	ヒヨドリ	散弾銃 空気銃 網 箱わな	県内全域 (ただし、必要かつ適切な範囲)	狩猟期間及びその前後各15日間は必要性が認められるものであること	150羽以下		※予察捕獲は、②、④の法人に対してのみ許可する。 ※指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、被害が防止できないときに許可する。	
ムクドリ	散弾銃 空気銃 網 箱わな	県内全域 (ただし、必要かつ適切な範囲)	航空機障害の防止を目的とする場合は1年以内	200羽以下	※予察捕獲は、②、④の法人に対してのみ許可する。 ※指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、被害が防止できないときに許可する。			
トビ・キジ	散弾銃 空気銃 網 箱わな	県内全域 (ただし、必要かつ適切な範囲)	狩猟期間及びその前後各15日間は必要性が認められるものであること	500羽以下		※予察捕獲は、②、④の法人に対してのみ許可する。 ※指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、被害が防止できないときに許可する。		
鳥類(本表に掲載されているものを除く)	散弾銃 空気銃 網 箱わな	県内全域 (ただし、必要かつ適切な範囲)	航空機障害の防止を目的とする場合は1年以内	50羽以下	※予察捕獲は、②、④の法人に対してのみ許可する。 ※指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、被害が防止できないときに許可する。			
獣類(本表に掲載されているものを除く)	散弾銃 空気銃 網 箱わな	県内全域 (ただし、必要かつ適切な範囲)	航空機障害の防止を目的とする場合は1年以内	必要かつ適切な数		※予察捕獲は、②、④の法人に対してのみ許可する。 ※指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、被害が防止できないときに許可する。		



## 千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領 旧対照表

新	旧
<p>附則 この要領は、平成14年4月 1日から施行する。 なお、「千葉県有害鳥獣駆除実施要領（昭和61年10月1日施行）」は廃止する。</p> <p>附則 この要領は、平成15年4月16日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成16年4月 1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成18年4月 1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成19年4月16日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成20年4月 1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成22年4月 1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成23年4月 1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成24年4月 1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成27年5月29日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成29年4月 1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、令和 4年4月 1日から施行する。</p>	<p>附則 この要領は、平成14年4月 1日から施行する。 なお、「千葉県有害鳥獣駆除実施要領（昭和61年10月1日施行）」は廃止する。</p> <p>附則 この要領は、平成15年4月16日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成16年4月 1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成18年4月 1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成19年4月16日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成20年4月 1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成22年4月 1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成23年4月 1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成24年4月 1日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成27年5月29日から施行する。</p> <p>附則 この要領は、平成29年4月 1日から施行する。</p>

千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領 旧対照表

新

旧

様式1

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の従事者名簿

住 所	氏 名	職 業	生年月日	捕獲等又は採取等をし ようとする鳥獣又は鳥 類の卵の種類及び数量	狩猟免許を受けている場合		銃器を使用する場合		備 考
					種類	狩猟免許 の番号	交付 年月日	銃所持 許可証番号	

備考 1 従事者は、住所・氏名等正確に記載し、必ず記載事項を確認すること。  
 2 捕獲する鳥獣又は採取する鳥類の卵の種類及び数量の欄には、各人別に割り振られた頭(羽・個)数を記載すること。  
 また、1頭(羽・個)を共同で捕獲するような場合には、「合計 人で1頭」又は「全従事者の計」と記載すること。  
 3 他の都道府県知事から狩猟免許を取得した場合は、狩猟免許の番号の欄に、その都道府県名を併せて記載すること。

様式1

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の従事者名簿

住 所	氏 名	職 業	生年月日	捕獲等又は採取等をし ようとする鳥獣又は鳥 類の卵の種類及び数量	狩猟免許を受けている場合		銃器を使用する場合		備 考
					種類	狩猟免許 の番号	交付 年月日	銃所持 許可証番号	

備考 1 従事者は、氏名欄に記名押印し、又は自署すること。  
 2 捕獲する鳥獣又は採取する鳥類の卵の種類及び数量の欄には、各人別に割り振られた頭(羽・個)数を記載すること。  
 また、1頭(羽・個)を共同で捕獲するような場合には、「合計 人で1頭」と記載すること。  
 3 他の都道府県知事から狩猟免許を取得した場合は、狩猟免許の番号の欄に、その都道府県名を併せて記載すること。

# 千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領 旧対照表

新

旧

様式2

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿

住 所	氏 名	職 業	生年月日	捕獲等又は採取等をし ようとする鳥獣又は鳥 類の卵の種類及び数量	狩猟免許を受けている場合		銃器を使用する場合		備 考
					種類	狩猟免許 の番号	交付 年月日	銃器所持 許可証番号	

備考 1 申請者は住所・氏名等を正座に記載し、必ず記載事項を記載すること。  
2 捕獲する鳥獣又は採取する鳥類の卵の種類及び数量の欄には、各人別に割り振られた頭(羽・個)数を記載すること。  
また、1頭(羽・個)を共同で捕獲するような場合においては、「合計 人で1頭」又は「全申請者の計」と記載すること。  
3 他の都道府県知事から狩猟免許を取得した場合は、狩猟免許の番号の欄に、その都道府県名を併せて記載すること。

様式2

鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可申請者名簿

住 所	氏 名	職 業	生年月日	捕獲等又は採取等をし ようとする鳥獣又は鳥 類の卵の種類及び数量	狩猟免許を受けている場合		銃器を使用する場合		備 考
					種類	狩猟免許 の番号	交付 年月日	銃器所持 許可証番号	

備考 1 申請者は氏名欄に記名押印し、又は自署すること。  
2 捕獲する鳥獣又は採取する鳥類の卵の種類及び数量の欄には、各人別に割り振られた頭(羽・個)数を記載すること。  
また、1頭(羽・個)を共同で捕獲するような場合においては、「合計 人で1頭」と記載すること。  
3 他の都道府県知事から狩猟免許を取得した場合は、狩猟免許の番号の欄に、その都道府県名を併せて記載すること。

# 千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領 旧対照表

新					旧				
様式3-1 安全対策チェックリスト<法人用> (裏面)					様式3-1 安全対策チェックリスト<法人用> (裏面)				
		安全対策項目	事前チェック欄		事後チェック欄				
			銃器	網・わな	銃器	網・わな			
前日・当日の準備	広報	広報紙・回覧板・広報無線、看板、公共施設への掲示、HP等を使って一般住民に周知、注意喚起しているか (その他 )							
	捕獲状況の把握	原則として捕獲に職員が立会い、始業時前の確認を実施しているか (確認事項：捕獲実施場所、時間、指揮命令系統、服装、腕章、従事者証、基本的ルール・マナーの確認)	/	/	/	/			
捕獲終了後	従事者確認事項	捕獲前に、役割分担、マナーの向上、健康状態、猟具の点検、猟犬等の確認を行なわせているか							
	点検と改善	捕獲終了後、従事者間での問題確認、猟犬の回収、捕獲物の適切な処理等の確認を行わせているか  捕獲日誌が作成されているか  適正な捕獲が実施されたか・苦情等の把握等、捕獲に係る改善点の検討を行なっているか  関係機関との会議、打合せ等による事後調整等をしているか							
その他		網・わなで捕獲する場合、止めさし方法は何か (銃・銃器・その他( ))	/	/	/	/			
* 特記事項 *					※担当者確認欄				
《留意事項》					《留意事項》				
1 このチェックリストは、 <b>原則</b> 鳥獣捕獲許可の申請時に関係書類と、捕獲終了後に捕獲許可証と併せて提出してください。 2 捕獲事業の主体者が実施している安全対策について、銃器を用いる場合は銃器のチェック欄に、網・わなを用いる場合は網・わなのチェック欄に、それぞれ黒色で☑チェックを入れてください。 なお、止めさしで銃器を使う場合は、網・わな欄の◆がついた項目にもチェックを入れてください。 3 補助者を従事者として参加させる場合は、★がついた項目にもチェックを入れてください。 4 捕獲許可申請時には事前チェックの欄に、捕獲終了後は事後チェック欄にそれぞれチェックを入れてください。 5 対策項目がいずれにも該当しないと思われる場合には、最下欄の「特記事項」に記載してください。 6 安全対策の連絡体制図と指揮命令系統図は <b>原則</b> チェックリストに添付してください。 なお、その他各項目の詳細な内容や書類については、許可機関が必要に応じて提出を求める場合があります。 7 銃器を用いる場合は安全確保を図る為、必ずすべて実施してください。 8 網・わなを用いる場合は安全確保を図る為、除外項目以外はすべて実施してください。 9 ※担当者確認欄は、申請側の担当者が内容について確認したうえで <b>記名</b> してください。 10 内容について不明な点は、各申請先の地域振興事務所(千葉市・原市は自然保護課)までお問合せ下さい。					1 このチェックリストは、鳥獣捕獲許可の申請時に関係書類と、捕獲終了後に捕獲許可証と併せて提出してください。 2 捕獲事業の主体者が実施している安全対策について、銃器を用いる場合は銃器のチェック欄に、網・わなを用いる場合は網・わなのチェック欄に、それぞれ黒色で☑チェックを入れてください。 なお、止めさしで銃器を使う場合は、網・わな欄の◆がついた項目にもチェックを入れてください。 3 補助者を従事者として参加させる場合は、★がついた項目にもチェックを入れてください。 4 捕獲許可申請時には事前チェックの欄に、捕獲終了後は事後チェック欄にそれぞれチェックを入れてください。 5 対策項目がいずれにも該当しないと思われる場合には、最下欄の「特記事項」に記載してください。 6 安全対策の連絡体制図と指揮命令系統図はチェックリストに添付してください。 なお、その他各項目の詳細な内容や書類については、許可機関が必要に応じて提出を求める場合があります。 7 銃器を用いる場合は安全確保を図る為、必ずすべて実施してください。 8 網・わなを用いる場合は安全確保を図る為、除外項目以外はすべて実施してください。 9 ※担当者確認欄は、申請側の担当者が内容について確認したうえで押印してください。 10 内容について不明な点は、各申請先の地域振興事務所(千葉市・原市は自然保護課)までお問合せ下さい。				

# 千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領 旧対照表

<b>新</b>	<b>旧</b>
----------	----------

様式3-2 安全対策チェックリスト<個人用>

様式3-2 安全対策チェックリスト<個人用>

	安全対策項目	事前チェック欄		事後チェック欄	
		銃器	網・わな	銃器	網・わな
事前準備	捕獲計画を作成しているか				
	安全確保等を勘案した実施箇所、実施期間になっているか				
	事故・自然災害等が発生した際の連絡体制図が作成されているか				
	けが人の搬送先の確保等は出来ているか				
	安全面や錯誤捕獲に配慮した捕獲方法の検討がされているか ※法定猟法以外又は禁止猟法で捕獲する場合は方法とその理由 (捕獲方法: ) (理由: )				
	被害状況に応じた適切な捕獲実施期間の検討がされているか ※狩猟期間を含む11月から翌年2月にやむを得ず実施する場合、期間とその理由 (捕獲期間: 年 月 日 ~ 年 月 日) (理由: )				
	捕獲者は、直近3年間連続で狩猟者登録(銃猟)をしている者又は過去1年以内に銃器を用いた許可捕獲に従事している者であるか	◆		◆	
	捕獲者の銃の所持許可の用途に"有害鳥獣駆除"が含まれているか	◆		◆	
	捕獲者・捕獲依頼者等の保険加入により補償体制の整備がされているか (補償体制: )				
	捕獲者と依頼者で、捕獲計画について打ち合わせを実施しているか (緊急連絡体制、捕獲当日の配置予定、捕獲した個体の処分等)				
共同捕獲の場合、隊長、副隊長、巡視者等の配備を定めているか	/		/		
広報	周辺地域の住民や捕獲区域への立ち入り者に周知、注意喚起しているか (方法: )				
確認事項	依頼者として捕獲依頼をした機関の職員等が立会い、始業時前の確認を実施しているか (確認事項: 部外者の立入禁止措置、実施区域、時間、人数、指揮命令系統、服装、許可証・腕章、注意事項)	/		/	
	捕獲当日 捕獲前に、注意事項、服装、許可証・腕章、役割分担、健康状態、猟具の点検、猟犬等の確認を行っているか				
捕獲終了後	捕獲終了後、依頼者・捕獲者間で問題確認、猟犬の回収、捕獲物の適切な処理等の確認を行っているか				
	捕獲結果を記録しているか 適正な捕獲が実施されたか・苦情等の把握等、捕獲に係る改善点の検討を行っているか				
その他	網・わなで捕獲する場合、止めさし方法は何か(槍・銃器・その他( ))	/		/	
* 特記事項 *				※担当者確認欄	

	安全対策項目	事前チェック欄		事後チェック欄	
		銃器	網・わな	銃器	網・わな
事前準備	捕獲計画を作成しているか				
	安全確保等を勘案した実施箇所、実施期間になっているか				
	事故・自然災害等が発生した際の連絡体制図が作成されているか				
	けが人の搬送先の確保等は出来ているか				
	安全面や錯誤捕獲に配慮した捕獲方法の検討がされているか ※法定猟法以外又は禁止猟法で捕獲する場合は方法とその理由 (捕獲方法: ) (理由: )				
	被害状況に応じた適切な捕獲実施期間の検討がされているか ※狩猟期間を含む11月から翌年2月にやむを得ず実施する場合、期間とその理由 (捕獲期間: 年 月 日 ~ 年 月 日) (理由: )				
	捕獲者は、直近3年間連続で狩猟者登録(銃猟)をしている者又は過去1年以内に銃器を用いた許可捕獲に従事している者であるか	◆		◆	
	捕獲者の銃の所持許可の用途に"有害鳥獣駆除"が含まれているか	◆		◆	
	捕獲者・捕獲依頼者等の保険加入により補償体制の整備がされているか (補償体制: )				
	捕獲者と依頼者で、捕獲計画について打ち合わせを実施しているか (緊急連絡体制、捕獲当日の配置予定、捕獲した個体の処分等)				
共同捕獲の場合、隊長、副隊長、巡視者等の配備を定めているか	/		/		
広報	周辺地域の住民や捕獲区域への立ち入り者に周知、注意喚起しているか (方法: )				
確認事項	依頼者として捕獲依頼をした機関の職員等が立会い、始業時前の確認を実施しているか (確認事項: 部外者の立入禁止措置、実施区域、時間、人数、指揮命令系統、服装、許可証・腕章、注意事項)	/		/	
	捕獲当日 捕獲前に、注意事項、服装、許可証・腕章、役割分担、健康状態、猟具の点検、猟犬等の確認を行っているか				
捕獲終了後	捕獲終了後、依頼者・捕獲者間で問題確認、猟犬の回収、捕獲物の適切な処理等の確認を行っているか				
	捕獲結果を記録しているか 適正な捕獲が実施されたか・苦情等の把握等、捕獲に係る改善点の検討を行っているか				
その他	網・わなでの捕獲時、止めさしに使用する猟具は何か(槍・銃器)	/		/	
* 特記事項 *				※担当者確認欄	

- 《留意事項》
- このチェックリストは、**原則**鳥獣捕獲許可の申請時に関係書類と、捕獲終了後に捕獲許可証と併せて提出してください。
  - 実施している安全対策について、銃器を用いる場合は銃器のチェック欄に、網・わなを用いる場合は網・わなのチェック欄に、それぞれ黒色でチェックを入れてください。なお、止めさしで銃器を使う場合は、網・わな欄の◆がついた項目にもチェックを入れてください。
  - 捕獲許可申請時には事前チェックの欄に、捕獲終了後は事後チェック欄にそれぞれチェックを入れてください。
  - 対策項目がいずれにも該当しないとされる場合には、最下欄の「特記事項」に記載してください。
  - 安全対策の連絡体制図と指揮命令系統図は**原則**チェックリストに添付してください。  
なお、その他各項目の詳細な内容や書類については、許可機関が必要に応じて提出を求める場合があります。
  - 銃器を用いる場合は安全確保を図る為、必ずすべて実施してください。
  - 網・わなを用いる場合は安全確保を図る為、除外項目以外はすべて実施してください。
  - ※担当者確認欄は、申請側の担当者について確認したうえで**記名**してください。
  - 内容について不明な点は、各申請先の地域振興事務所(千葉市・市原市は自然保護課)までお問合せ下さい。

- 《留意事項》
- このチェックリストは、鳥獣捕獲許可の申請時に関係書類と、捕獲終了後に捕獲許可証と併せて提出してください。
  - 実施している安全対策について、銃器を用いる場合は銃器のチェック欄に、網・わなを用いる場合は網・わなのチェック欄に、それぞれ黒色でチェックを入れてください。なお、止めさしで銃器を使う場合は、網・わな欄の◆がついた項目にもチェックを入れてください。
  - 捕獲許可申請時には事前チェックの欄に、捕獲終了後は事後チェック欄にそれぞれチェックを入れてください。
  - 対策項目がいずれにも該当しないとされる場合には、最下欄の「特記事項」に記載してください。
  - 安全対策の連絡体制図と指揮命令系統図はチェックリストに添付してください。  
なお、その他各項目の詳細な内容や書類については、許可機関が必要に応じて提出を求める場合があります。
  - 銃器を用いる場合は安全確保を図る為、必ずすべて実施してください。
  - 網・わなを用いる場合は安全確保を図る為、除外項目以外はすべて実施してください。
  - ※担当者確認欄は、申請側の担当者について確認したうえで押印してください。
  - 内容について不明な点は、各申請先の地域振興事務所(千葉市・市原市は自然保護課)までお問合せ下さい。

# 千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領 旧対照表

<b>新</b>	<b>旧</b>
----------	----------

様式 3-3 安全対策チェックリスト<猟犬を使用する場合>

チェック項目	回答欄
<b>1 猟犬の訓練</b>	
① 経験の浅い猟犬は使用しない	はい いいえ
② 呼び戻しの訓練がなされている	はい いいえ
③ 人に対して攻撃的でない	はい いいえ
<b>2 猟犬の個体識別措置</b>	
① 首輪に登録鑑札と狂犬病予防注射済票を装着している	はい いいえ
② 首輪に飼い主の氏名及び電話番号等を記している	はい いいえ
③ その他実施している措置がある はいの場合は下記に内容を記載してください 例) マイクロチップ、ドッグマーカー ( )	はい いいえ
<b>3 猟犬の逸走防止措置</b>	
① 猟犬を放す区域は塀・柵等で囲まれている いいえの場合 放すエリアを下見し、住宅や道路の付近では網をつけ、飼い主の元から放さないようにする	はい いいえ
② その他実施している措置がある はいの場合は下記に内容を記載してください ( )	はい いいえ
<b>4 事故防止対策</b>	
① 塀・柵等で囲まれた区域内で放す場合 完全に封鎖し、部外者が中にいない事を確認した後に放す	はい いいえ
② 開放的な場所で放す場合 ※原則として個人には許可しません。 事前に近隣住民や最寄りの警察署等へ内容を周知し、捕獲区域への立入禁止措置（特に子供、飼い犬）を徹底する (周知方法： )	はい いいえ
③ その他実施する対策がある はいの場合は下記に内容を記載してください 例) 当日の広報や人員配置等 ( )	はい いいえ
<b>5 万一、逸走してしまった場合の対応</b>	
① 近隣への連絡や猟犬の捜索に必要な人員を用意している	はい いいえ
② 最寄りの警察署や保健所等の連絡先を把握している 防災無線等、近隣への緊急連絡の方法を決めてある	はい いいえ
③ (連絡体制： )	はい いいえ
④ 保険加入等により補償体制の整備がされている (補償体制： )	はい いいえ
<b>* 特記事項 *</b>	

以上、相違ありません。

令和 年 月 日

(所属)  
氏名

《留意事項》

- 1 このチェックリストは、鳥獣捕獲許可の申請時に関係書類と併せて提出してください。  
また、猟犬を使用する当日にも当日の責任者が内容を再確認してください。
- 2 各項目について、回答欄の「はい」又は「いいえ」に丸をつけてください。
- 3 対策項目がいずれにも該当しないと思われる場合には、最下欄の「特記事項」に記載してください。
- 4 なお、各項目の詳細な内容や書類については、許可機関が必要に応じて提出を求める場合があります。
- 5 申請側の担当者は、内容について確認したうえで署名してください。
- 6 内容について不明な点は、各申請先の地域振興事務所（千葉市・市原市は自然保護課）までお問合せ下さい。

様式 3-3 安全対策チェックリスト<猟犬を使用する場合>

チェック項目	回答欄
<b>1 猟犬の訓練</b>	
① 経験の浅い猟犬は使用しない	はい いいえ
② 呼び戻しの訓練がなされている	はい いいえ
③ 人に対して攻撃的でない	はい いいえ
<b>2 猟犬の個体識別措置</b>	
① 首輪に登録鑑札と狂犬病予防注射済票を装着している	はい いいえ
② 首輪に飼い主の氏名及び電話番号等を記している	はい いいえ
③ その他実施している措置がある はいの場合は下記に内容を記載してください 例) マイクロチップ、ドッグマーカー ( )	はい いいえ
<b>3 猟犬の逸走防止措置</b>	
① 猟犬を放す区域は塀・柵等で囲まれている いいえの場合 放すエリアを下見し、住宅や道路の付近では網をつけ、飼い主の元から放さないようにする	はい いいえ
② その他実施している措置がある はいの場合は下記に内容を記載してください ( )	はい いいえ
<b>4 事故防止対策</b>	
① 塀・柵等で囲まれた区域内で放す場合 完全に封鎖し、部外者が中にいない事を確認した後に放す	はい いいえ
② 開放的な場所で放す場合 ※原則として個人には許可しません。 事前に近隣住民や最寄りの警察署等へ内容を周知し、捕獲区域への立入禁止措置（特に子供、飼い犬）を徹底する (周知方法： )	はい いいえ
③ その他実施する対策がある はいの場合は下記に内容を記載してください 例) 当日の広報や人員配置等 ( )	はい いいえ
<b>5 万一、逸走してしまった場合の対応</b>	
① 近隣への連絡や猟犬の捜索に必要な人員を用意している	はい いいえ
② 最寄りの警察署や保健所等の連絡先を把握している 防災無線等、近隣への緊急連絡の方法を決めてある	はい いいえ
③ (連絡体制： )	はい いいえ
④ 保険加入等により補償体制の整備がされている (補償体制： )	はい いいえ
<b>* 特記事項 *</b>	

以上、相違ありません。

平成 年 月 日

(所属)  
氏名

《留意事項》

- 1 このチェックリストは、鳥獣捕獲許可の申請時に関係書類と併せて提出してください。  
また、猟犬を使用する当日にも当日の責任者が内容を再確認してください。
- 2 各項目について、回答欄の「はい」又は「いいえ」に丸をつけてください。
- 3 対策項目がいずれにも該当しないと思われる場合には、最下欄の「特記事項」に記載してください。
- 4 なお、各項目の詳細な内容や書類については、許可機関が必要に応じて提出を求める場合があります。
- 5 申請側の担当者は、内容について確認したうえで署名押印してください。
- 6 内容について不明な点は、各申請先の地域振興事務所（千葉市・市原市は自然保護課）までお問合せ下さい。

# 千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領 旧対照表

新	旧																																																																																																																																																																																																																														
<p>様式3-4</p> <p>○ 安全対策チェックリスト&lt;狩猟免許を持たない農林業者が申請する場合&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">チェック項目</th> <th style="width: 20%;">回答欄</th> <th style="width: 20%;">提出物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 申請者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 農林業者である</td> <td>はい いいえ</td> <td>書面</td> </tr> <tr> <td>2 申請区域</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 自らの農林事業地である ※家庭菜園は不可</td> <td>はい いいえ</td> <td>書面及び図面</td> </tr> <tr> <td>② 捕獲許可申請する獣による農林業被害がある</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被害品目・時期を記載 ( )</td> <td>はい いいえ</td> <td>書面又は写真</td> </tr> <tr> <td>加害獣種を記載 ( )</td> <td></td> <td>書面又は写真</td> </tr> <tr> <td>③ 被害対策をしている</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>対策の内容を記載 ( )</td> <td>はい いいえ</td> <td>書面又は写真</td> </tr> <tr> <td>④ 自己所有地である</td> <td>はい いいえ</td> <td>書面</td> </tr> <tr> <td>借地等の場合：捕獲について土地所有者の承諾を得ている</td> <td>はい いいえ</td> <td>書面</td> </tr> <tr> <td>⑤ 1日1回見回り可能である(自宅から km・分)</td> <td>はい いいえ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3 使用する箱わな</td> <td></td> <td>サイズが分かる</td> </tr> <tr> <td>① 小型の箱わなである</td> <td>はい いいえ</td> <td>図面または写真</td> </tr> <tr> <td>② 箱わなの設置基数を記載してください ( 基)</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③ 箱わなに装着する標識を必要な枚数用意している</td> <td>はい いいえ</td> <td>現物または写真</td> </tr> <tr> <td>4 錯誤捕獲対策</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 捕獲しようとしている獣を判別できる</td> <td>はい いいえ</td> <td>申請時に出題</td> </tr> <tr> <td>② 誘因に使用するエサを記載してください ( )</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③ 捕獲場所は塀や柵で囲われている</td> <td>はい いいえ</td> <td>図面または写真</td> </tr> <tr> <td>開放された場所の場合：わなが設置してある旨の掲示ができる</td> <td>はい いいえ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 見回りに行けない日はわなを解除する</td> <td>はい いいえ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑤ 錯誤捕獲された動物を放獣できる</td> <td>はい いいえ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5 捕獲後の処置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 殺処分の方法を記載してください ( )</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 溺死、餓死、焼死、生き埋め、絞殺、毒餌等の苦痛が長い方法は不可。CO<sub>2</sub>殺処分機を推奨します。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 死体の処分方法を記載してください ( )</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 放置は不可。ごみ処分場での焼却を推奨します。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 捕獲作業の際は、許可証を携帯・腕章を装着する</td> <td>はい いいえ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>② 他人に許可証を貸したり捕獲作業を行わせない</td> <td>はい いいえ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③ 許可された頭数以上は捕獲しない</td> <td>はい いいえ</td> <td>報告書</td> </tr> <tr> <td>④ 許可期間が終了したら許可証と腕章を返却する</td> <td>はい いいえ</td> <td>許可証・腕章</td> </tr> <tr> <td>⑤ 捕獲作業の記録、結果報告ができる</td> <td>はい いいえ</td> <td>報告書</td> </tr> <tr> <td>⑥ 結果報告の際、捕獲個体の写真を提出できる</td> <td>はい いいえ</td> <td>写真</td> </tr> <tr> <td>※ 許可機関において、錯誤捕獲の確認が必要と判断した場合に、提出を求めることがあります。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>以上、相違ありません。</p> <p>令和 年 月 日 氏名</p>	チェック項目	回答欄	提出物	1 申請者			① 農林業者である	はい いいえ	書面	2 申請区域			① 自らの農林事業地である ※家庭菜園は不可	はい いいえ	書面及び図面	② 捕獲許可申請する獣による農林業被害がある			被害品目・時期を記載 ( )	はい いいえ	書面又は写真	加害獣種を記載 ( )		書面又は写真	③ 被害対策をしている			対策の内容を記載 ( )	はい いいえ	書面又は写真	④ 自己所有地である	はい いいえ	書面	借地等の場合：捕獲について土地所有者の承諾を得ている	はい いいえ	書面	⑤ 1日1回見回り可能である(自宅から km・分)	はい いいえ	—	3 使用する箱わな		サイズが分かる	① 小型の箱わなである	はい いいえ	図面または写真	② 箱わなの設置基数を記載してください ( 基)	/	—	③ 箱わなに装着する標識を必要な枚数用意している	はい いいえ	現物または写真	4 錯誤捕獲対策			① 捕獲しようとしている獣を判別できる	はい いいえ	申請時に出題	② 誘因に使用するエサを記載してください ( )	/	—	③ 捕獲場所は塀や柵で囲われている	はい いいえ	図面または写真	開放された場所の場合：わなが設置してある旨の掲示ができる	はい いいえ		④ 見回りに行けない日はわなを解除する	はい いいえ	—	⑤ 錯誤捕獲された動物を放獣できる	はい いいえ	—	5 捕獲後の処置			① 殺処分の方法を記載してください ( )			※ 溺死、餓死、焼死、生き埋め、絞殺、毒餌等の苦痛が長い方法は不可。CO <sub>2</sub> 殺処分機を推奨します。			② 死体の処分方法を記載してください ( )			※ 放置は不可。ごみ処分場での焼却を推奨します。			6 その他			① 捕獲作業の際は、許可証を携帯・腕章を装着する	はい いいえ	—	② 他人に許可証を貸したり捕獲作業を行わせない	はい いいえ	—	③ 許可された頭数以上は捕獲しない	はい いいえ	報告書	④ 許可期間が終了したら許可証と腕章を返却する	はい いいえ	許可証・腕章	⑤ 捕獲作業の記録、結果報告ができる	はい いいえ	報告書	⑥ 結果報告の際、捕獲個体の写真を提出できる	はい いいえ	写真	※ 許可機関において、錯誤捕獲の確認が必要と判断した場合に、提出を求めることがあります。			<p>様式3-4</p> <p>○ 安全対策チェックリスト&lt;狩猟免許を持たない農林業者が申請する場合&gt;</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">チェック項目</th> <th style="width: 20%;">回答欄</th> <th style="width: 20%;">提出物</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 申請者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 農林業者である</td> <td>はい いいえ</td> <td>書面</td> </tr> <tr> <td>2 申請区域</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 自らの農林事業地である ※家庭菜園は不可</td> <td>はい いいえ</td> <td>書面及び図面</td> </tr> <tr> <td>② 捕獲許可申請する獣による農林業被害がある</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被害品目・時期を記載 ( )</td> <td>はい いいえ</td> <td>書面又は写真</td> </tr> <tr> <td>加害獣種を記載 ( )</td> <td></td> <td>書面又は写真</td> </tr> <tr> <td>③ 被害対策をしている</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>対策の内容を記載 ( )</td> <td>はい いいえ</td> <td>書面又は写真</td> </tr> <tr> <td>④ 自己所有地である</td> <td>はい いいえ</td> <td>書面</td> </tr> <tr> <td>借地等の場合：捕獲について土地所有者の承諾を得ている</td> <td>はい いいえ</td> <td>書面</td> </tr> <tr> <td>⑤ 1日1回見回り可能である(自宅から km・分)</td> <td>はい いいえ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3 使用する箱わな</td> <td></td> <td>サイズが分かる</td> </tr> <tr> <td>① 小型の箱わなである</td> <td>はい いいえ</td> <td>図面または写真</td> </tr> <tr> <td>② 箱わなの設置基数を記載してください ( 基)</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③ 箱わなに装着する標識を必要な枚数用意している</td> <td>はい いいえ</td> <td>現物または写真</td> </tr> <tr> <td>4 錯誤捕獲対策</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 捕獲しようとしている獣を判別できる</td> <td>はい いいえ</td> <td>申請時に出題</td> </tr> <tr> <td>② 誘因に使用するエサを記載してください ( )</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③ 捕獲場所は塀や柵で囲われている</td> <td>はい いいえ</td> <td>図面または写真</td> </tr> <tr> <td>開放された場所の場合：わなが設置してある旨の掲示ができる</td> <td>はい いいえ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④ 見回りに行けない日はわなを解除する</td> <td>はい いいえ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>⑤ 錯誤捕獲された動物を放獣できる</td> <td>はい いいえ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>5 捕獲後の処置</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 殺処分の方法を記載してください ( )</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 溺死、餓死、焼死、生き埋め、絞殺、毒餌等の苦痛が長い方法は不可。CO<sub>2</sub>殺処分機を推奨します。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>② 死体の処分方法を記載してください ( )</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>※ 放置は不可。ごみ処分場での焼却を推奨します。</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>6 その他</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 捕獲作業の際は、許可証を携帯・腕章を装着する</td> <td>はい いいえ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>② 他人に許可証を貸したり捕獲作業を行わせない</td> <td>はい いいえ</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>③ 許可された頭数以上は捕獲しない</td> <td>はい いいえ</td> <td>報告書</td> </tr> <tr> <td>④ 許可期間が終了したら許可証と腕章を返却する</td> <td>はい いいえ</td> <td>許可証・腕章</td> </tr> <tr> <td>⑤ 捕獲作業の記録、結果報告ができる</td> <td>はい いいえ</td> <td>報告書</td> </tr> <tr> <td>⑥ 結果報告の際、捕獲個体の写真を提出できる</td> <td>はい いいえ</td> <td>写真</td> </tr> <tr> <td>※ 許可機関において、錯誤捕獲の確認が必要と判断した場合に、提出を求めることがあります。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>以上、相違ありません。</p> <p>平成 年 月 日 氏名</p>	チェック項目	回答欄	提出物	1 申請者			① 農林業者である	はい いいえ	書面	2 申請区域			① 自らの農林事業地である ※家庭菜園は不可	はい いいえ	書面及び図面	② 捕獲許可申請する獣による農林業被害がある			被害品目・時期を記載 ( )	はい いいえ	書面又は写真	加害獣種を記載 ( )		書面又は写真	③ 被害対策をしている			対策の内容を記載 ( )	はい いいえ	書面又は写真	④ 自己所有地である	はい いいえ	書面	借地等の場合：捕獲について土地所有者の承諾を得ている	はい いいえ	書面	⑤ 1日1回見回り可能である(自宅から km・分)	はい いいえ	—	3 使用する箱わな		サイズが分かる	① 小型の箱わなである	はい いいえ	図面または写真	② 箱わなの設置基数を記載してください ( 基)	/	—	③ 箱わなに装着する標識を必要な枚数用意している	はい いいえ	現物または写真	4 錯誤捕獲対策			① 捕獲しようとしている獣を判別できる	はい いいえ	申請時に出題	② 誘因に使用するエサを記載してください ( )	/	—	③ 捕獲場所は塀や柵で囲われている	はい いいえ	図面または写真	開放された場所の場合：わなが設置してある旨の掲示ができる	はい いいえ		④ 見回りに行けない日はわなを解除する	はい いいえ	—	⑤ 錯誤捕獲された動物を放獣できる	はい いいえ	—	5 捕獲後の処置			① 殺処分の方法を記載してください ( )			※ 溺死、餓死、焼死、生き埋め、絞殺、毒餌等の苦痛が長い方法は不可。CO <sub>2</sub> 殺処分機を推奨します。			② 死体の処分方法を記載してください ( )			※ 放置は不可。ごみ処分場での焼却を推奨します。			6 その他			① 捕獲作業の際は、許可証を携帯・腕章を装着する	はい いいえ	—	② 他人に許可証を貸したり捕獲作業を行わせない	はい いいえ	—	③ 許可された頭数以上は捕獲しない	はい いいえ	報告書	④ 許可期間が終了したら許可証と腕章を返却する	はい いいえ	許可証・腕章	⑤ 捕獲作業の記録、結果報告ができる	はい いいえ	報告書	⑥ 結果報告の際、捕獲個体の写真を提出できる	はい いいえ	写真	※ 許可機関において、錯誤捕獲の確認が必要と判断した場合に、提出を求めることがあります。		
チェック項目	回答欄	提出物																																																																																																																																																																																																																													
1 申請者																																																																																																																																																																																																																															
① 農林業者である	はい いいえ	書面																																																																																																																																																																																																																													
2 申請区域																																																																																																																																																																																																																															
① 自らの農林事業地である ※家庭菜園は不可	はい いいえ	書面及び図面																																																																																																																																																																																																																													
② 捕獲許可申請する獣による農林業被害がある																																																																																																																																																																																																																															
被害品目・時期を記載 ( )	はい いいえ	書面又は写真																																																																																																																																																																																																																													
加害獣種を記載 ( )		書面又は写真																																																																																																																																																																																																																													
③ 被害対策をしている																																																																																																																																																																																																																															
対策の内容を記載 ( )	はい いいえ	書面又は写真																																																																																																																																																																																																																													
④ 自己所有地である	はい いいえ	書面																																																																																																																																																																																																																													
借地等の場合：捕獲について土地所有者の承諾を得ている	はい いいえ	書面																																																																																																																																																																																																																													
⑤ 1日1回見回り可能である(自宅から km・分)	はい いいえ	—																																																																																																																																																																																																																													
3 使用する箱わな		サイズが分かる																																																																																																																																																																																																																													
① 小型の箱わなである	はい いいえ	図面または写真																																																																																																																																																																																																																													
② 箱わなの設置基数を記載してください ( 基)	/	—																																																																																																																																																																																																																													
③ 箱わなに装着する標識を必要な枚数用意している	はい いいえ	現物または写真																																																																																																																																																																																																																													
4 錯誤捕獲対策																																																																																																																																																																																																																															
① 捕獲しようとしている獣を判別できる	はい いいえ	申請時に出題																																																																																																																																																																																																																													
② 誘因に使用するエサを記載してください ( )	/	—																																																																																																																																																																																																																													
③ 捕獲場所は塀や柵で囲われている	はい いいえ	図面または写真																																																																																																																																																																																																																													
開放された場所の場合：わなが設置してある旨の掲示ができる	はい いいえ																																																																																																																																																																																																																														
④ 見回りに行けない日はわなを解除する	はい いいえ	—																																																																																																																																																																																																																													
⑤ 錯誤捕獲された動物を放獣できる	はい いいえ	—																																																																																																																																																																																																																													
5 捕獲後の処置																																																																																																																																																																																																																															
① 殺処分の方法を記載してください ( )																																																																																																																																																																																																																															
※ 溺死、餓死、焼死、生き埋め、絞殺、毒餌等の苦痛が長い方法は不可。CO <sub>2</sub> 殺処分機を推奨します。																																																																																																																																																																																																																															
② 死体の処分方法を記載してください ( )																																																																																																																																																																																																																															
※ 放置は不可。ごみ処分場での焼却を推奨します。																																																																																																																																																																																																																															
6 その他																																																																																																																																																																																																																															
① 捕獲作業の際は、許可証を携帯・腕章を装着する	はい いいえ	—																																																																																																																																																																																																																													
② 他人に許可証を貸したり捕獲作業を行わせない	はい いいえ	—																																																																																																																																																																																																																													
③ 許可された頭数以上は捕獲しない	はい いいえ	報告書																																																																																																																																																																																																																													
④ 許可期間が終了したら許可証と腕章を返却する	はい いいえ	許可証・腕章																																																																																																																																																																																																																													
⑤ 捕獲作業の記録、結果報告ができる	はい いいえ	報告書																																																																																																																																																																																																																													
⑥ 結果報告の際、捕獲個体の写真を提出できる	はい いいえ	写真																																																																																																																																																																																																																													
※ 許可機関において、錯誤捕獲の確認が必要と判断した場合に、提出を求めることがあります。																																																																																																																																																																																																																															
チェック項目	回答欄	提出物																																																																																																																																																																																																																													
1 申請者																																																																																																																																																																																																																															
① 農林業者である	はい いいえ	書面																																																																																																																																																																																																																													
2 申請区域																																																																																																																																																																																																																															
① 自らの農林事業地である ※家庭菜園は不可	はい いいえ	書面及び図面																																																																																																																																																																																																																													
② 捕獲許可申請する獣による農林業被害がある																																																																																																																																																																																																																															
被害品目・時期を記載 ( )	はい いいえ	書面又は写真																																																																																																																																																																																																																													
加害獣種を記載 ( )		書面又は写真																																																																																																																																																																																																																													
③ 被害対策をしている																																																																																																																																																																																																																															
対策の内容を記載 ( )	はい いいえ	書面又は写真																																																																																																																																																																																																																													
④ 自己所有地である	はい いいえ	書面																																																																																																																																																																																																																													
借地等の場合：捕獲について土地所有者の承諾を得ている	はい いいえ	書面																																																																																																																																																																																																																													
⑤ 1日1回見回り可能である(自宅から km・分)	はい いいえ	—																																																																																																																																																																																																																													
3 使用する箱わな		サイズが分かる																																																																																																																																																																																																																													
① 小型の箱わなである	はい いいえ	図面または写真																																																																																																																																																																																																																													
② 箱わなの設置基数を記載してください ( 基)	/	—																																																																																																																																																																																																																													
③ 箱わなに装着する標識を必要な枚数用意している	はい いいえ	現物または写真																																																																																																																																																																																																																													
4 錯誤捕獲対策																																																																																																																																																																																																																															
① 捕獲しようとしている獣を判別できる	はい いいえ	申請時に出題																																																																																																																																																																																																																													
② 誘因に使用するエサを記載してください ( )	/	—																																																																																																																																																																																																																													
③ 捕獲場所は塀や柵で囲われている	はい いいえ	図面または写真																																																																																																																																																																																																																													
開放された場所の場合：わなが設置してある旨の掲示ができる	はい いいえ																																																																																																																																																																																																																														
④ 見回りに行けない日はわなを解除する	はい いいえ	—																																																																																																																																																																																																																													
⑤ 錯誤捕獲された動物を放獣できる	はい いいえ	—																																																																																																																																																																																																																													
5 捕獲後の処置																																																																																																																																																																																																																															
① 殺処分の方法を記載してください ( )																																																																																																																																																																																																																															
※ 溺死、餓死、焼死、生き埋め、絞殺、毒餌等の苦痛が長い方法は不可。CO <sub>2</sub> 殺処分機を推奨します。																																																																																																																																																																																																																															
② 死体の処分方法を記載してください ( )																																																																																																																																																																																																																															
※ 放置は不可。ごみ処分場での焼却を推奨します。																																																																																																																																																																																																																															
6 その他																																																																																																																																																																																																																															
① 捕獲作業の際は、許可証を携帯・腕章を装着する	はい いいえ	—																																																																																																																																																																																																																													
② 他人に許可証を貸したり捕獲作業を行わせない	はい いいえ	—																																																																																																																																																																																																																													
③ 許可された頭数以上は捕獲しない	はい いいえ	報告書																																																																																																																																																																																																																													
④ 許可期間が終了したら許可証と腕章を返却する	はい いいえ	許可証・腕章																																																																																																																																																																																																																													
⑤ 捕獲作業の記録、結果報告ができる	はい いいえ	報告書																																																																																																																																																																																																																													
⑥ 結果報告の際、捕獲個体の写真を提出できる	はい いいえ	写真																																																																																																																																																																																																																													
※ 許可機関において、錯誤捕獲の確認が必要と判断した場合に、提出を求めることがあります。																																																																																																																																																																																																																															

# 千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領 旧対照表

<b>新</b>	<b>旧</b>
----------	----------

様式3-5 安全対策チェックリスト<法人の従事者追加用>

様式3-5 安全対策チェックリスト<法人の従事者追加用>

	安全対策項目	チェック欄	
		銃器	網・わな
事前の準備	従事者の選定基準の明確な基準が設定されているか		
	従事者は、直近3年間連続で狩猟者登録(銃猟)をしている者又は過去1年以内に銃器を用いた許可捕獲に従事している者であるか	◆	
	隊長、副隊長、巡視者等の配備を定めているか	/	/
	補助者を従事者として参加させるに当たって、関係団体との調整はできているか	/	★
	補助者を監督する監督者から承認を得ており、指導が徹底されているか	/	★
	指揮命令系統図が作成されているか	/	/
	指揮命令系統図について従事者全員に周知がなされているか	/	/
	自治体・従事者等の保険加入により補償体制の整備がされているか (補償体制: )	/	/
	従事者を対象とした研修、打合せを実施しているか(指示書の交付、関係法令の遵守、捕獲計画、連絡体制の確認、マナーの徹底、腕章の着用、矢先の確認、脱砲の励行等) (開催日時: )	/	/
	補助者を対象とした研修を実施しているか(関係法令の遵守、猟具の取扱い、鳥獣の判別、役割分担の確認、マナーの徹底等) (開催日時: )	/	★
従事者は県又は千葉県猟友会が実施する研修(銃猟の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である場合は、法第18条の5第1項第4号に規定される研修でも可。ただし実射研修を含む場合に限る。)に参加しているか ※麻酔銃の場合は射撃場での練習ができないため不要とする	/	◆	
その他	網・わなで捕獲する場合、止めさし方法は何か(銃・銃器・その他( ))	/	/
* 特記事項 *		※担当者確認欄	

	安全対策項目	チェック欄	
		銃器	網・わな
事前の準備	従事者の選定基準の明確な基準が設定されているか		
	従事者は、直近3年間連続で狩猟者登録(銃猟)をしている者又は過去1年以内に銃器を用いた許可捕獲に従事している者であるか	/	◆
	隊長、副隊長、巡視者等の配備を定めているか	/	/
	補助者を従事者として参加させるに当たって、関係団体との調整はできているか	/	★
	補助者を監督する監督者から承認を得ており、指導が徹底されているか	/	★
	指揮命令系統図が作成されているか	/	/
	指揮命令系統図について従事者全員に周知がなされているか	/	/
	自治体・従事者等の保険加入により補償体制の整備がされているか (補償体制: )	/	/
	従事者を対象とした研修、打合せを実施しているか(指示書の交付、関係法令の遵守、捕獲計画、連絡体制の確認、マナーの徹底、腕章の着用、矢先の確認、脱砲の励行等) (開催日時: )	/	/
	補助者を対象とした研修を実施しているか(関係法令の遵守、猟具の取扱い、鳥獣の判別、役割分担の確認、マナーの徹底等) (開催日時: )	/	★
従事者は県又は千葉県猟友会が実施する研修(銃猟の認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者である場合は、法第18条の5第1項第4号に規定される研修でも可。ただし実射研修を含む場合に限る。)に参加しているか ※麻酔銃の場合は射撃場での練習ができないため不要とする	/	◆	
その他	網・わなでの捕獲時、止めさしに使用する猟具は何か (銃・銃器)	/	/
* 特記事項 *		※担当者確認欄	

《 留意事項 》

- 1 このチェックリストは、従事者証交付申請時に関係書類と併せて提出してください。
- 2 捕獲事業の主体者が実施している安全対策について、銃器を用いる場合は銃器のチェック欄に、網・わなを用いる場合は網・わなのチェック欄に、それぞれ黒色で☑チェックを入れてください。  
なお、止めさしで銃器を使う場合は、網・わな欄の◆がついた項目にもチェックを入れてください。
- 3 補助者を従事者として参加させる場合は、★がついた項目にもチェックを入れてください。
- 4 対策項目がいずれにも該当しないと思われる場合には、最下欄の「特記事項」に記載してください。
- 5 安全対策の連絡体制図と指揮命令系統図は、[別添](#)チェックリストに添付してください。  
なお、その他各項目の詳細な内容や書類については、許可機関が必要に応じて提出を求める場合があります。
- 6 銃器を用いる場合は安全確保を図る為、必ずすべて実施してください。
- 7 網・わなを用いる場合は安全確保を図る為、除外項目以外はすべて実施してください。
- 8 ※担当者確認欄は、申請側の担当者が内容について確認したうえで**記名**してください。
- 9 内容について不明な点は、各申請先の地域振興事務所(千葉市・市原市は自然保護課)までお問合せ下さい。

《 留意事項 》

- 1 このチェックリストは、従事者証交付申請時に関係書類と併せて提出してください。
- 2 捕獲事業の主体者が実施している安全対策について、銃器を用いる場合は銃器のチェック欄に、網・わなを用いる場合は網・わなのチェック欄に、それぞれ黒色で☑チェックを入れてください。  
なお、止めさしで銃器を使う場合は、網・わな欄の◆がついた項目にもチェックを入れてください。
- 3 補助者を従事者として参加させる場合は、★がついた項目にもチェックを入れてください。
- 4 対策項目がいずれにも該当しないと思われる場合には、最下欄の「特記事項」に記載してください。
- 5 安全対策の連絡体制図と指揮命令系統図はチェックリストに添付してください。  
なお、その他各項目の詳細な内容や書類については、許可機関が必要に応じて提出を求める場合があります。
- 6 銃器を用いる場合は安全確保を図る為、必ずすべて実施してください。
- 7 網・わなを用いる場合は安全確保を図る為、除外項目以外はすべて実施してください。
- 8 ※担当者確認欄は、申請側の担当者が内容について確認したうえで押印してください。
- 9 内容について不明な点は、各申請先の地域振興事務所(千葉市・市原市は自然保護課)までお問合せ下さい。



## 千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領 旧対照表

新		旧	
様式4 予察台帳		様式4 予察台帳	
1 加害鳥獣種名	*1種ごとに記載して台帳を作成する。 (複数の鳥獣による複合的な被害についても1種ごとに作成)	1 加害鳥獣種名	*1種ごとに記載して台帳を作成する。 (複数の鳥獣による複合的な被害についても1種ごとに作成)
2 被害内容	①被害対象	①被害対象	*農作物の種名(複数の作物にのぼる場合も全て記入)、生活環境被害の内容、生態系への影響の内容。
	②被害の量	②被害の量	*農林水産部との相互の情報を一元化したものを添付する。 コピーでもよい。 *生活環境被害や生態系への影響の程度については、できるだけ定量的な表現で記載する。
	③被害の発生時期	③被害の発生時期	*〇月～〇月
	④被害の発生地点	④被害の発生地点	*〇〇町〇〇番地(市町村内の被害地点情報を記入) *鳥獣保護区等位置図などの地図をコピーし記入して添付する。
	備考	備考	*写真を添付するなどして、被害や防除の状況について、気付いた点を可能な限り書きこむようにする。また、現場で気付いた、被害対策の工夫につながる提案などを書き込む。
3 加害鳥獣の生息状況  *必要に応じて資料を添付する	①分布	①分布	*県下では〇〇郡、〇〇郡一円に分布している。
	②繁殖	②繁殖	*一般的に、〇月～〇月に交尾、〇月頃営巣、〇月～〇月巣立つ。 *この地方では、全体的に1ヶ月程度早い。 *〇〇町〇〇の〇〇緑地に集団営巣地がある。 *〇〇村〇〇の山林にねぐらがある。
	③その他の基礎生態情報	③その他の基礎生態情報	*行動圏は〇〇平方kmである。 *春から夏にかけて(〇月～〇月)は単独で生活し、秋から冬の間(〇月～〇月)は集団で生活する。
	④生息数の動向	④生息数の動向	*分布域が拡大しており、営巣地の確認情報も増えていることから、生息数が増加していると予想される。 *営巣地のあった樹林地が伐採されたので、〇〇地域では出現頻度が減った。
4 捕獲実績  *捕獲統計グラフを添付	*令和〇年 予察捕獲〇〇羽 対処捕獲〇〇羽 狩猟〇〇羽 *令和〇年 予察捕獲〇〇羽 対処捕獲〇〇羽 狩猟〇〇羽 *令和〇年 予察捕獲〇〇羽 対処捕獲〇〇羽 狩猟〇〇羽 *令和〇年 予察捕獲〇〇羽 対処捕獲〇〇羽 狩猟〇〇羽 *令和〇年 予察捕獲〇〇羽 対処捕獲〇〇羽 狩猟〇〇羽	4 捕獲実績  *捕獲統計グラフを添付	*平成〇年 予察捕獲〇〇羽 対処捕獲〇〇羽 狩猟〇〇羽 *平成〇年 予察捕獲〇〇羽 対処捕獲〇〇羽 狩猟〇〇羽 *平成〇年 予察捕獲〇〇羽 対処捕獲〇〇羽 狩猟〇〇羽 *平成〇年 予察捕獲〇〇羽 対処捕獲〇〇羽 狩猟〇〇羽 *平成〇年 予察捕獲〇〇羽 対処捕獲〇〇羽 狩猟〇〇羽
注 1 *は記載例や注意事項(様式ではない) 2 書きこめない場合は、様式の枠を拡大して記入する。あるいは資料等を添付する。		注 1 *は記載例や注意事項(様式ではない) 2 書きこめない場合は、様式の枠を拡大して記入する。あるいは資料等を添付する。	

## 千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領 旧対照表

新	旧																																												
<p>様式8 許可証等の交付を受けた者であることを証する証明書</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">許可証等の交付を受けた者であることを証する証明書</p> <p>下記の者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項第2号の規定による許可証（第9条第8項の規定による従事者証）（第14条の2第9項の規定による従事者証）の交付を受けた者であることを証明する。</p> <p><u>令和</u> 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千葉県知事 印 （ 地域振興事務所長）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">許可証（従事者証）の番号</td><td></td></tr> <tr><td>（ 許 可 証 の 番 号 ）</td><td></td></tr> <tr><td>（ 法 人 の 名 称 ）</td><td></td></tr> <tr><td>有 効 期 間</td><td><u>令和</u> 年 月 日から <u>令和</u> 年 月 日</td></tr> <tr><td>住 所</td><td></td></tr> <tr><td>氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>生 年 月 日</td><td></td></tr> <tr><td>鳥獣等の種類及び数量</td><td></td></tr> <tr><td>目 的</td><td></td></tr> <tr><td>区 域</td><td></td></tr> <tr><td>方 法</td><td></td></tr> </table> <p>注 交付にあたって、不要な文字、欄は抹消すること</p>	許可証（従事者証）の番号		（ 許 可 証 の 番 号 ）		（ 法 人 の 名 称 ）		有 効 期 間	<u>令和</u> 年 月 日から <u>令和</u> 年 月 日	住 所		氏 名		生 年 月 日		鳥獣等の種類及び数量		目 的		区 域		方 法		<p>様式8 許可証等の交付を受けた者であることを証する証明書</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: center;">許可証等の交付を受けた者であることを証する証明書</p> <p>下記の者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項第2号の規定による許可証（第9条第8項の規定による従事者証）（第14条の2第9項の規定による従事者証）の交付を受けた者であることを証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千葉県知事 印 （ 地域振興事務所長）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">許可証（従事者証）の番号</td><td></td></tr> <tr><td>（ 許 可 証 の 番 号 ）</td><td></td></tr> <tr><td>（ 法 人 の 名 称 ）</td><td></td></tr> <tr><td>有 効 期 間</td><td>平成 年 月 日から平成 年 月 日</td></tr> <tr><td>住 所</td><td></td></tr> <tr><td>氏 名</td><td></td></tr> <tr><td>生 年 月 日</td><td></td></tr> <tr><td>鳥獣等の種類及び数量</td><td></td></tr> <tr><td>目 的</td><td></td></tr> <tr><td>区 域</td><td></td></tr> <tr><td>方 法</td><td></td></tr> </table> <p>注 交付にあたって、不要な文字、欄は抹消すること</p>	許可証（従事者証）の番号		（ 許 可 証 の 番 号 ）		（ 法 人 の 名 称 ）		有 効 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日	住 所		氏 名		生 年 月 日		鳥獣等の種類及び数量		目 的		区 域		方 法	
許可証（従事者証）の番号																																													
（ 許 可 証 の 番 号 ）																																													
（ 法 人 の 名 称 ）																																													
有 効 期 間	<u>令和</u> 年 月 日から <u>令和</u> 年 月 日																																												
住 所																																													
氏 名																																													
生 年 月 日																																													
鳥獣等の種類及び数量																																													
目 的																																													
区 域																																													
方 法																																													
許可証（従事者証）の番号																																													
（ 許 可 証 の 番 号 ）																																													
（ 法 人 の 名 称 ）																																													
有 効 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日																																												
住 所																																													
氏 名																																													
生 年 月 日																																													
鳥獣等の種類及び数量																																													
目 的																																													
区 域																																													
方 法																																													

## 千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領 旧対照表

新	旧																																																																								
<p>参考 捕獲許可の申請窓口</p> <p>※ 学術研究の目的の捕獲許可申請は自然保護課で受け付ける</p> <p>※ 学術研究以外の目的の捕獲許可申請は、<u>捕獲区域を管轄する地域振興事務所</u>（千葉市・市原市は自然保護課）で受け付ける</p>	<p>参考 捕獲許可の申請窓口</p> <p>※ 学術研究の目的の捕獲許可申請は自然保護課で受け付ける</p> <p>※ 学術研究以外の目的の捕獲許可申請は、<u>捕獲区域を管轄する地域振興事務所</u>（千葉市・市原市は自然保護課）で受け付ける</p>																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">機関名</th> <th style="width: 33%;">電話番号</th> <th style="width: 34%;">管轄市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然保護課 (<del>狩猟・保護班</del>)</td> <td>043-223-2972</td> <td>千葉市、市原市</td> </tr> <tr> <td>葛南地域振興事務所 (地域環境保全課)</td> <td>047-424-8092</td> <td>市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市</td> </tr> <tr> <td>東葛飾地域振興事務所 (地域環境保全課)</td> <td>047-361-4048</td> <td>松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市</td> </tr> <tr> <td>印旛地域振興事務所 (地域環境保全課)</td> <td>043-483-1447</td> <td>成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町</td> </tr> <tr> <td>香取地域振興事務所 (地域環境保全課)</td> <td>0478-54-7505</td> <td>香取市、神崎町、多古町、東庄町</td> </tr> <tr> <td>海匠地域振興事務所 (地域環境保全課)</td> <td>0479-64-2825</td> <td>銚子市、旭市、匝瑳市</td> </tr> <tr> <td>山武地域振興事務所 (地域環境保全課)</td> <td>0475-55-3862</td> <td>東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、芝山町</td> </tr> <tr> <td>長生地域振興事務所 (地域環境保全課)</td> <td>0475-26-6731</td> <td>茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町</td> </tr> <tr> <td>夷隅地域振興事務所 (地域環境保全課)</td> <td>0470-82-2451</td> <td>勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町</td> </tr> <tr> <td>安房地域振興事務所 (地域環境保全課)</td> <td>0470-22-8711</td> <td>館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町</td> </tr> <tr> <td>君津地域振興事務所 (地域環境保全課)</td> <td>0438-23-2285</td> <td>木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	電話番号	管轄市町村	自然保護課 ( <del>狩猟・保護班</del> )	043-223-2972	千葉市、市原市	葛南地域振興事務所 (地域環境保全課)	047-424-8092	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市	東葛飾地域振興事務所 (地域環境保全課)	047-361-4048	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市	印旛地域振興事務所 (地域環境保全課)	043-483-1447	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町	香取地域振興事務所 (地域環境保全課)	0478-54-7505	香取市、神崎町、多古町、東庄町	海匠地域振興事務所 (地域環境保全課)	0479-64-2825	銚子市、旭市、匝瑳市	山武地域振興事務所 (地域環境保全課)	0475-55-3862	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、芝山町	長生地域振興事務所 (地域環境保全課)	0475-26-6731	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町	夷隅地域振興事務所 (地域環境保全課)	0470-82-2451	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町	安房地域振興事務所 (地域環境保全課)	0470-22-8711	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町	君津地域振興事務所 (地域環境保全課)	0438-23-2285	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">機関名</th> <th style="width: 33%;">電話番号</th> <th style="width: 34%;">管轄市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自然保護課 (鳥獣対策班)</td> <td>043-223-2058</td> <td>千葉市、市原市</td> </tr> <tr> <td>葛南地域振興事務所 (地域環境保全課)</td> <td>047-424-8092</td> <td>市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市</td> </tr> <tr> <td>東葛飾地域振興事務所 (地域環境保全課)</td> <td>047-361-4048</td> <td>松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市</td> </tr> <tr> <td>印旛地域振興事務所 (地域環境保全課)</td> <td>043-483-1447</td> <td>成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町</td> </tr> <tr> <td>香取地域振興事務所 (地域環境保全課)</td> <td>0478-54-7505</td> <td>香取市、神崎町、多古町、東庄町</td> </tr> <tr> <td>海匠地域振興事務所 (地域環境保全課)</td> <td>0479-64-2825</td> <td>銚子市、旭市、匝瑳市</td> </tr> <tr> <td>山武地域振興事務所 (地域環境保全課)</td> <td>0475-55-3862</td> <td>東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、芝山町</td> </tr> <tr> <td>長生地域振興事務所 (地域環境保全課)</td> <td>0475-26-6731</td> <td>茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町</td> </tr> <tr> <td>夷隅地域振興事務所 (地域環境保全課)</td> <td>0470-82-2451</td> <td>勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町</td> </tr> <tr> <td>安房地域振興事務所 (地域環境保全課)</td> <td>0470-22-8711</td> <td>館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町</td> </tr> <tr> <td>君津地域振興事務所 (地域環境保全課)</td> <td>0438-23-2285</td> <td>木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市</td> </tr> </tbody> </table>	機関名	電話番号	管轄市町村	自然保護課 (鳥獣対策班)	043-223-2058	千葉市、市原市	葛南地域振興事務所 (地域環境保全課)	047-424-8092	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市	東葛飾地域振興事務所 (地域環境保全課)	047-361-4048	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市	印旛地域振興事務所 (地域環境保全課)	043-483-1447	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町	香取地域振興事務所 (地域環境保全課)	0478-54-7505	香取市、神崎町、多古町、東庄町	海匠地域振興事務所 (地域環境保全課)	0479-64-2825	銚子市、旭市、匝瑳市	山武地域振興事務所 (地域環境保全課)	0475-55-3862	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、芝山町	長生地域振興事務所 (地域環境保全課)	0475-26-6731	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町	夷隅地域振興事務所 (地域環境保全課)	0470-82-2451	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町	安房地域振興事務所 (地域環境保全課)	0470-22-8711	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町	君津地域振興事務所 (地域環境保全課)	0438-23-2285	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
機関名	電話番号	管轄市町村																																																																							
自然保護課 ( <del>狩猟・保護班</del> )	043-223-2972	千葉市、市原市																																																																							
葛南地域振興事務所 (地域環境保全課)	047-424-8092	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市																																																																							
東葛飾地域振興事務所 (地域環境保全課)	047-361-4048	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市																																																																							
印旛地域振興事務所 (地域環境保全課)	043-483-1447	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町																																																																							
香取地域振興事務所 (地域環境保全課)	0478-54-7505	香取市、神崎町、多古町、東庄町																																																																							
海匠地域振興事務所 (地域環境保全課)	0479-64-2825	銚子市、旭市、匝瑳市																																																																							
山武地域振興事務所 (地域環境保全課)	0475-55-3862	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、芝山町																																																																							
長生地域振興事務所 (地域環境保全課)	0475-26-6731	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町																																																																							
夷隅地域振興事務所 (地域環境保全課)	0470-82-2451	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町																																																																							
安房地域振興事務所 (地域環境保全課)	0470-22-8711	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町																																																																							
君津地域振興事務所 (地域環境保全課)	0438-23-2285	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市																																																																							
機関名	電話番号	管轄市町村																																																																							
自然保護課 (鳥獣対策班)	043-223-2058	千葉市、市原市																																																																							
葛南地域振興事務所 (地域環境保全課)	047-424-8092	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、浦安市																																																																							
東葛飾地域振興事務所 (地域環境保全課)	047-361-4048	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市																																																																							
印旛地域振興事務所 (地域環境保全課)	043-483-1447	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町																																																																							
香取地域振興事務所 (地域環境保全課)	0478-54-7505	香取市、神崎町、多古町、東庄町																																																																							
海匠地域振興事務所 (地域環境保全課)	0479-64-2825	銚子市、旭市、匝瑳市																																																																							
山武地域振興事務所 (地域環境保全課)	0475-55-3862	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、横芝光町、芝山町																																																																							
長生地域振興事務所 (地域環境保全課)	0475-26-6731	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町																																																																							
夷隅地域振興事務所 (地域環境保全課)	0470-82-2451	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町																																																																							
安房地域振興事務所 (地域環境保全課)	0470-22-8711	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町																																																																							
君津地域振興事務所 (地域環境保全課)	0438-23-2285	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市																																																																							

千葉県鳥獣捕獲許可等取扱要領 旧対照表

新	旧
---	---